

個人情報保護 について

個人情報保護に関する 基本方針（プライバシーポリシー）

当組合は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬情報等）、現金給付関係情報（埋葬・出産・傷病手当金等、一部負担還元金・付加給付を含む）、レセプト関係情報（医療費、受診・治療情報等）、健康診査関係情報（健診データ等）、健康管理に関する情報（保健施設利用情報、組合行事関連情報）などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、以下の方針で取り扱います。

個人情報の管理

- 1 個人情報の保護に関する当組合の「個人情報保護管理規程」とともに、個人情報保護法および関係する法令等を遵守します。
- 2 当組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令並びに個人情報保護管理規程等に従い、対応いたします。
- 3 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
 - [1] 個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化
 - [2] 個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティ対策の実施
 - [3] 安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
 - [4] 個人情報の保護についての職員教育の徹底
- 4 当組合は個人情報の収集にあたり、健康保険法等の法令等で収集が義務付けられている場合を除き、加入者に対し、収集目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合等を除き、第三者に提供はいたしません。
- 5 利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理及び監督を行います。
- 6 当組合は、当組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、加入者からの請求により、速やかに訂正等を行います。
- 7 個人情報の取り扱い及び管理についてのお問い合わせは、下記記載の当組合の窓口で受け付けます。
窓口：横河電機健康保険組合
TEL：0422-52-5521
受付時間：9：00～17：00
（土・日・祝祭日、年末年始を除く）
- 8 本基本方針および個人情報保護管理規程等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜変更します。

個人情報利用目的

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は個人情報を取得した場合、その利用目的を本人に通知、または公表しなければならないとされています。

当組合では、個人情報の利用目的の公表を、当組合事務所への掲示、ホームページおよび機関誌等への掲載をもって行うことといたします。

当組合が業務上使用する個人情報の主な利用目的は以下のとおりです。

1 被保険者等に対する保険給付

法定給付および付加給付の実施
高額療養費および一部負担還元金等の自動払い
海外療養費に係る算定のための外部委託
第三者行為に係る損害保険会社等への求償
健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業

2 保険料の徴収等

被保険者資格の確認ならびに標準報酬月額および標準賞与額の把握
健康保険料および介護保険料の徴収
被扶養者の認定
健康保険被保険者証および高齢受給者証の発行
被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

3 保健事業

健康増進施設（保養所等）の運営
高額医療費・出産費に係る資金貸付事業の実施
保健指導、健康相談に係る委託
医療機関への健診の委託
健康増進施設（保養所等）の運営の委託・共同事業
健診結果の事業者への提供
被保険者等への医療費通知
健康保険組合連合会主催の共同事業
保健事業の事業実施（各種情報誌の配布、高齢者訪問指導事業）に係る委託

4 診療報酬の審査・支払

診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
レセプトデータの内容点検・審査の委託
レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力

5 健康保険組合の運営の安定化

医療費分析、疾病統計
医療費分析に係るデータ処理等の外部委託

6 その他

健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
健保組合の管理運営に係る記録資料
適正な経理事務の執行
業務の適正処理のための照会または回答（保険者間の情報交換）
第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談または届出等

:健保組合等の内部での利用に係る事例
:他の事業者等への情報提供を伴う事例



個人情報保護法

個人情報の第三者提供の同意について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・保留の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。組合規約および個人情報保護管理規程に基づき対応させていただきます。お申し出がない場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

- 1 高額療養費に該当した場合には申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 2 医療費に係る付加給付は申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 3 医療費通知については世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。
- 4 現金給付に関する申請は事業主を経由して行うこと。（傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金等）
- 5 療養費支給申請書に基づき支給する給付金は事業主を経由して行うこと。

当組合は、あらかじめ被保険者等の事前の同意を得た場合を除き、被保険者等の個人情報を第三者に提供いたしません。ただし、次の各号に該当する場合は、被保険者の同意を得ることなく、被保険者等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- 1 法令の定めに基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、被保険者等の同意を得ることが困難である場合
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために必要であって、被保険者等の同意を得る事が困難である場合
- 4 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、被保険者等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

個人情報保護法

個人情報の共同利用について

個人情報保護法では、個人データを特定の者と共同で利用する場合には、（１）共同利用する趣旨（２）共同利用する個人データの項目（３）共同利用者（４）共同利用目的（５）データ取扱責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合では、共同事業内容の公表を、当組合事務所への掲示、ホームページおよび機関紙等への掲載をもって行うことといたします。

当組合が共同利用する事業は以下のとおりです

1. 健保連との共同事業「高額医療給付に関する交付金交付事業」
2. 適用事業所（加入会社）との共同事業「健康診断等」

共同利用の停止を希望される場合は、相談窓口までお問い合わせください。

相談・お問い合わせ窓口

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせや相談等がある場合は、下記の窓口へご相談ください。

窓 口

横河電機健康保険組合

TEL：0422-52-5521

受付時間 9:00～17:00

（土・日・祝祭日、年末年始を除く）